

工事等入札参加者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務における一般競争入札又は指名競争入札の参加者（以下「業者」という。）の選定等に関する取扱いを定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 業者の選定は、等級区分の設けてある業種（別表）にあつては、当該契約の1件の発注予定金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に対応する等級（以下「対応等級」という。）に格付けされた者のうちから、等級区分の設けていない業種にあつては、それぞれ、次に掲げる事項を勘案して、行うものとする。

ただし、指名競争入札の参加者の選定について、等級区分の設けてある業種にあつては、必要がある場合、対応等級の1級上位又は1級下位の等級の業者の中から選定することができる。

- (1) 工事（業務）施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績（工事成績及び技術力）
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 倒産等の関係する情報
- (6) 当該契約についての地理的条件

2 前項の規定による業者の選定に当たっては、地元中小企業者の受注の機会の増大に配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注を考慮して、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

第3条 削除

第4条 削除

(緊急施行等の選定の特例)

第5条 第2条第1項ただし書きの規定によるもののほか、次に掲げる場合は、等級の区分に関わらず業者を選定することができる。

- (1) 災害その他の理由により特に緊急を要するとき。
- (2) 特別な機械、技術又は経験を要するとき。

(資本関係又は人的関係がある業者の選定)

第6条 発注工事の実施設計業務受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係があると認められる業者を原則として選定しないものとする。

2 資本関係又は人的関係があると認められる業者については、原則として同一入札において同時に選定しないものとする。

(指名停止)

第7条 有資格業者で、不誠実な行為をなした者は、指名を一定期間停止するものとし、その期間は、指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）で決定するものとする。

(選定する業者の数)

第8条 選定する業者の数は、次の基準による。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

1件の発注予定金額	選定業者数
6,000万円以上	10名以上
3,000万円以上	8名以上
1,000万円以上	6名以上
1,000万円未満	5名以上

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、指名業者選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 指名業者選定要領（昭和51年7月27日）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

工事の種類ごとの1件の発注予定金額に対応する。

等級区分

(1) 土木一式工事

等級	1件の発注予定金額	
A	2億円以上	
B	1億円以上	2億円未満
C	3,000万円以上	1億円未満
D	3,000万円未満	

(2) 建築一式工事

等級	1件の発注予定金額	
A	1億3,000万円以上	
B	4,000万円以上	1億3,000万円未満
C	4,000万円未満	

(3) 電気工事

等級	1件の発注予定金額	
A	3,000万円以上	
B	3,000万円未満	

(4) 舗装工事

等級	1件の発注予定金額	
A	4,500万円以上	
B	4,500万円未満	

(5) 造園工事

等級	1件の発注予定金額	
A	3,000万円以上	
B	3,000万円未満	